

遺贈寄附に関する協力協定書

独立行政法人国立高等専門学校機構 函館工業高等専門学校（以下、「甲」という。）と株式会社北洋銀行（以下、「乙」という。）は、甲が甲への遺贈による社会貢献を実現したいと希望する者（以下、「遺贈希望者」という。）の篤志を広く受け入れ、もって甲の教育・研究活動の更なる充実を図るため、次のとおり合意したので、本協定を取り交わす。

（遺贈希望者の取次ぎ）

第1条 甲は、遺贈希望者の同意を得たときは、当該遺贈希望者を乙に取り次ぐことができる。

（相談への対応等）

第2条 乙は、前条により甲から遺贈希望者の取次ぎを受けたときは、当該遺贈希望者が遠隔地に居住している等、乙による対応が困難であると乙が判断した場合を除き、当該遺贈希望者に対しコンサルテーションを行うものとする。

2 前項のコンサルテーションは、遺贈希望者の甲への遺贈に関する相談について、遺贈希望者の希望等を聞いたうえで、遺言等に関する情報提供を行うこと、および必要に応じて乙の遺言信託業務に係る業務提携先を紹介することを内容とし、当該遺贈希望者が指定する乙の本店または支店にて行うものとする。

（個人情報の取扱い）

第3条 甲および乙は、個人情報の取扱いに関し、関係法令・ガイドライン等を遵守しなければならない。

（機密情報の取扱い）

第4条 甲および乙は、本協定に関して知り得た相手方の機密を、本協定の目的にのみ使用するものとし、相手方の事前の同意なしにこれを第三者に開示または提供してはならない。

2 前項については、本協定終了後もなお有効とする。

令和 6年4月1日

（広報活動への協力）

第5条 乙は、甲が企画する講演会、説明会、個別相談会等に講師や相談員を派遣する等、甲による甲への遺贈に関する広報活動に協力するものとする。

（報酬等）

第6条 甲および乙は、前5条に定める事項に関し相互に何らの報酬も求めないものとする。

（反社会的勢力の排除）

第7条 甲および乙は、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係

を有すること

⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して、暴力を用いる不当な要求行為、脅迫的な言動、風説の流布、偽計または威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行わないことを確約する。

3 甲および乙は、相手方が前各項に違反し、または第1項の規定に基づく表明および確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、取引の継続が不適切である場合、何らの催告なしに直ちに原契約の全部または一部を解除することができる。なお、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

（協議事項等）

第8条 この協定の解釈について疑義を生じた場合および協定を変更する必要が生じた場合には、甲・乙協議のうえ決定する。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定書調印の日から1年間とし、期間満了日の1か月前までに甲・乙いずれからも何等の申し出がないときは更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定書は2通作成し、甲・乙各1通を保有する。

甲 函館市戸倉町14番1号

独立行政法人国立高等専門学校機構

函館工業高等専門学校

校長 阿部 恵



乙 札幌市中央区大通西3丁目7番地

株式会社北洋銀行

取締役頭取 津山 博恒

